

東京都

リフォーム10(テン)

住宅リフォーム事業者 行動基準

東京都では、東京都地域住宅生産者協議会 と協議を重ね、地域の工務店等のリフォーム事業者が守ることが望ましい基準として、「住宅リフォーム事業者行動基準(リフォーム10)」を策定しました。(H19.9月)

東京都地域住宅生産者協議会 = 中小の住宅生産者等住宅生産に係る18団体で設立。(H14)



あんしんリフォームで、住宅を長く大切に！

行動基準の本文(解説・標準書式付)は、

東京都の **HP** からダウンロードできます。

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/reform10.htm)

<お問合せ>

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課

TEL.03-5320-5006

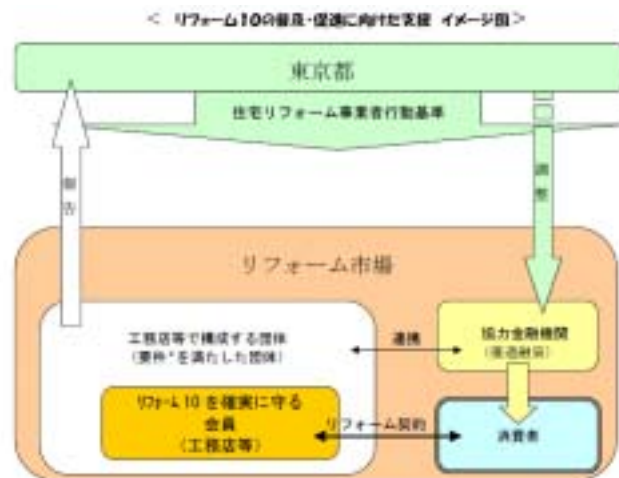
住宅のリフォームは、地域密着で事業活動を営んでいる中小住宅生産者の役割が重要です。

行動基準（リフォーム10）10の項目

- 1．問合せに対する迅速かつ適切な対応と情報の開示
- 2．具体的に記載した見積書の提出
- 3．書面による工事請負契約
- 4．元請事業者の責任による工事・管理
- 5．工程表の提出
- 6．工事打合せ記録書の作成及び工事写真撮影の実施
- 7．工事完了確認書の提出
- 8．アフターサービスの実施
- 9．標準書式により関係書類を整備
- 10．トラブル等への責任ある対応

住まいのあんしんリフォーム10(テン)制度

- ・ リフォーム10を確実に守るための要件を満たした団体に所属する会員（工務店等）と契約する消費者には、協力金融機関との連携により、優遇融資をする制度（住まいのあんしんリフォーム10（テン）制度）が準備されています。
- ・ また、所属会員がリフォーム10を確実に守る団体であることを、都民（消費者）にわかるように表示することを検討しています。



リフォーム10を確実に守るための要件

整備項目【対応ルール】	備考
①組織的な対応（指導・管理） 【ルール10】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体は、リフォーム10を会員へ普及し、啓発に努める ・ 団体は、会則等を定め、会員はリフォーム10を確実に守る ・ 団体は、会員の遵守状況を把握し、指導・管理する
②トラブル等への組織対応 【ルール10】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体は、トラブルの未然防止に努める ・ 止むを得ずトラブルが生じた場合、会員は団体等に報告し、指導・助言・処置等に従う ・ 団体は、関係する会員に報告を求め、指導・助言・処置等を行う
③アフターサービス基準の整備 【ルール8】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体は、アフターサービスについて、別紙「戸建住宅リフォームアフターサービス基準(案)」を参考に、サービス対象、項目、期間の基準を設定する ・ 団体は会員に同基準を周知し、会員は同基準を確実に守る
④契約書等関係書式の整備 【ルール9】	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム工事契約及び施工にあたり必要となる書式は、原則として、住宅リフォーム推進協議会の「住宅リフォーム工事標準契約書式（小規模工事用）」を標準書式として使用する ・ 記載内容が同内容で、かつ団体等で統一された書式であれば、体裁は任意とする